第3号様式(5関係)(用紙 日本産業規格A4横長型)

原 子 力 災 害	急対策用 ・ 置 用			災 害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用	号	
規制除外車両事前届出書				規制除外車両事前届出済証		
年 月 日 神奈川県公安委員会 殿			日	左記のとおり事前届出を受けたことを証する		
	届出者住所			年	月日	
	(電話) 氏名			神奈川県公会	安委員会 「印	
番号標に表示されている番号				(注) 1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置	法∀付武力攻撃事能	
車両の用途(緊急 輸送を行う車両に あっては、輸送人員 又は品名)				等における国民の保護のための措置に関する 制が行われたときには、この届出済証を最常 本部、警察署、交通検問所等に提出して所要 さい。	法律に基づく交通規 りの都道府県警察の	
車両の住所	(()	局 番	2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を1		
使用者 氏名又 は名称				し、若しくは破損した場合には、車両の本拠の位置を管轄する警察署 に届け出て再交付を受けてください。車両の本拠の位置が神奈川県 内に所在する場合は、神奈川県教室本郊京通規制課、第一京通機動		
活動地域		内に所在する場合は、神奈川県警察本部交通規制課、第一交通機動 隊、第二交通機動隊、高速道路交通警察隊に届け出ることもできま す。				
(注) この事前届出書を作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を 疎明する書類を添付の上、車両の本拠の位置を管轄する警察署に提出し てください。車両の本拠の位置が神奈川県内に所在する場合は、神奈川県 警察本部交通規制課、第一交通機動隊、第二交通機動隊、高速道路交通警 察隊に提出することもできます。				3 次に該当する場合は、本届出済証を返納してください。(1)規制除外車両に該当しなくなったとき。(2)規制除外車両が廃車となったとき。(3)その他、規制除外車両としての必要性がなくなったとき。		